

# Oh! MY NEWS! 平成23年3月号

発行・編集:大前会計事務所

760-0007 香川県高松市中央町14番16号カナック中央町ビル 3F

TEL:087-835-4845 FAX:087-816-1201 IP:050-3578-8295

【e-mail】ma010009@ma.nmc.ne.jp 【URL】http://www.showa-g.biz/

## 現金は毎日合わせましょう

現金管理がきちんとできている時、税務調査が楽に済みます。できていない時は、すべてに疑惑の目が向けられるようです。(刑事訴訟法 323 条②)[商業帳簿の証拠能力]

いつもお世話になります。年明けから早くも三ヶ月。「一月は往(い)ぬる、二月は逃げる、三月は去る」とはよく言ったものです。時間に追われているからなのか、それとも毎日が充実している証でしょうか。願わくば、少しずつでも前進しているがゆえの「時の早さ」であってほしいものですね。「歳月人を待たず」です。

## 365日が楽しくてたまらない!「商売のヒント」

### 今月の商売のヒント:【ウサギが負けたその理由】

兎年の今年、「ウサギのようにぴよんぴよん跳ねて」のたとえをよく耳にします。元気よく飛び跳ねるのはいいけれど、『ウサギとカメ』のお話では競争の途中で居眠りをしたウサギがカメに負けるという結末でした。

「どうしてウサギはカメに負けたと思いますか？」五十代のある男性経営者が、たまたま同席していた二人に訊いたそうです。「ウサギの怠慢だと思います」と答えたのはパート勤務の四十代主婦。「カメはコツコツ努力したから」と答えたのは飲食店を営む三十代の男性。質問をした男性経営者の解釈は、二人とはまったく違うものだったようです。「私はね、カメの目的が“ゴール”だからだと思うんです」。ウサギの目的は「カメ」だった。カメを追い抜かすことがウサギの目的だったからウサギはカメを見ていた。だが一方のカメは、最初からゴールすることしか考えていなかった。だからカメの目的は「ウサギ」じゃなくて「ゴール」だった。たまたまウサギに勝ったけれど、カメはただひたすらにゴールを目指していただけでウサギのことは見ていない。ウサギはカメに負けて、カメは自分に勝った。横を見て競争していたウサギと、常に目的意識を持って前を見ていたカメの差だと思うんですよ……。



『ウサギとカメ』はよくたとえ話に使われます。いくらウサギが俊足でも途中で努力を怠れば鈍足のカメに追い抜かれる。鈍足のカメでも努力を続ければ俊足のウサギに勝てる。これが一般的なたとえ話でしょう。物語の解釈に正解はありません。とはいえ、解釈にはその人の人生観のようなものが投影されます。「ウサギの怠慢」と答えた女性は「カメの目的はゴールだった」という解釈を聞き、今の自分は現状維持のための努力はしていても前を向いていないと思ったそうです。

商売の目的が明確であれば、ウサギのようにぴよんぴよん跳ねてもカメのようにゆっくりじっくり進んでも、いずれはちゃんとゴールに到着します。しっかりと前を見て行きたいものです。

## トレンドを斬る!

名刺整理に悩むビジネスマンの注目を集めているキングジムの「ピットレック」。内臓カメラで名刺をスキャンし、画像を保存

するデジタル名刺ホルダーで、最大約1万人分の名刺の持ち歩きが可能です。文字認識機能により会社名と氏名を登録でき、名前やキーワードによる整理、検索がこれ一台で完結します。名刺交換というアナログな商習慣を、多機能化する携帯電話やパソコンとは切り離し、本当に必要な「名刺の保存だけ」という役割に特化したセンスが秀逸です。



# 痛快! えだまめ君

画: ほりひろみ



# 知っとこ! 「税務のママ知識」

## 【小規模企業共済加入を勧めたいのですが】

左官業を営むある個人事業主から「あと3年で第一線から退きたいと思っています。後継者は、身内ではないのですが従業員の一人を考えています。そこで後継者候補の従業員に対して小規模企業共済に加入するよう勧めたいと思うのですが可能でしょうか?」というご質問がありました。身内でなくとも事業を継いでくれる人がいるということはとても心強く、また、その方への思いも格別でしょう。「小規模企業共済制度」とは、個人事業をやめられたとき、会社等の役員を退職したときなどの生活資金等をあらかじめ積み立てて



おく制度で、小規模企業共済法に基づき国が全額出資している「独立行政法人中小企業基盤整備機構」が運営しているものです。

これまで個人事業においては事業主にしか加入が認められておらず、その配偶者や後継者の方は加入できませんでした。しかし、平成23年1月1日からは一定の要件を満たせば、配偶者や後継者、親族以外の方も共同経営者として「個人事業主1人につき“2人まで”」加入することができるようになりました。この共済制度のメリットは、共済金が「退職所得扱い」となること。また、掛金は毎月1000円～7万円の範囲内で自由に選べ「全額所得控除の対象」となることです。今回のケースでは、共同経営者という形で要件を満たせば共済に加入することができます。

## 今月のあなたの運勢

鑑定: 妙慎

### A型

運勢に明るさが戻り、公私共に多忙な一ヶ月になりそうです。真心を持って人に接すると信頼が増して更に吉!

### B型

何事も積極的な気持ちで行動すると運が開ける月。困り事は同僚に相談すると、最良の智恵がもらえそうです。

### O型

予定外の仕事に追われ肝心な事が進まないようです。いら立つ気持ちを抑え、自然の流れに身を任せましょう。

### AB型

好調な進展が期待できる月。新規計画に着手するにも良い時です。計画してきた事を実行に移してみましょう!

### 今月のオススメの

## 逸品



### 『衛生的なマスクケース』

顔から外したマスク、どうしてもありますか? 一時的であっても、鞆やポケットに入れるのは少し不衛生な気がしますね。そこで除菌・消臭ができるマスクケースがお勧めです。一時保管や予備の携帯にも大変便利です。

コクヨ マスクケース [検索](#)

### 松和総合グループ

会社を創りたい! 経営をよくしたい! 経理がわからない! 人事労務・相続・贈与の相談・手続きがしたい! 土地や建物の登記って何! etc. 私達にお任せ下さい。社長さんの横にはあらゆる専門家がいます。そんな時、あなたに「便利・安心・満足」のワンストップサービス。

税理士大前香・税理士谷口眞雪・税理士溝渕眞美子・  
税理士生乃三陽子・税理士小西正憲・税理士吉川和良  
司法書士和田行雄・土地家屋調査士小橋靖・  
社会保険労務士青木岳

有限会社大前経営研究所・有限会社中原会計事務所・  
合同会社高松中央アセットパートナーズ・  
労働保険事務組合高松企業振興協会